第１３８号議案

八王子市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成３０年１１月３０日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

八王子市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第１条　八王子市職員の給与に関する条例（昭和２６年八王子市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（勤勉手当） 第１８条　（略） ２　勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき給料及び地域手当の月額の合計額に、任命権者が別に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる職員について、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 ⑴　前項の職員のうち再任用職員以外の職員　基準日現在において受けるべき給料、扶養手当及び地域手当の月額の合計額に**１００分の１０５**を乗じて得た額の総額 ⑵　前項の職員のうち再任用職員　基準日現在において受けるべき給料及び地域手当の月額の合計額に**１００分の５０**を乗じて得た額の総額 ３・４　（略） 附　則 １～４　（略）	（勤勉手当） 第１８条　（略） ２　勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき給料及び地域手当の月額の合計額に、任命権者が別に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる職員について、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 ⑴　前項の職員のうち再任用職員以外の職員　基準日現在において受けるべき給料、扶養手当及び地域手当の月額の合計額に**１００分の９５**を乗じて得た額の総額 ⑵　前項の職員のうち再任用職員　基準日現在において受けるべき給料及び地域手当の月額の合計額に**１００分の４５**を乗じて得た額の総額 ３・４　（略） 附　則 １～４　（略） **５　第７条第２項第１号に掲げる者に係る平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に支給する扶養手当については、同条第３項第１号に掲げる額は、１０，０００円（給料表⑴の適用を受ける職員でその属する職務の級が４級である職員及び給料表⑶の適用を受ける職員でその属する職務の級が２級である職員にあつては、８，０００円）とする。** **６　第７条第２項第２号に掲げる者に係る平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に支給する扶養手当については、同条第３項第２号に掲げる額は、１人につき７，７００円とする。** **７　前項の額は、職員に配偶者がいない場合にあつては、第７条第２項第２号に掲げる者のうち１人についてのみ１０，０００円とす**

	る。 ８　前項の扶養親族が特定期間にある子である場合にあつては、第７条第４項の規定により加算する額は、１，７００円とする。 ９　第７条第２項第３号から第６号までに掲げる者に係る平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に支給する扶養手当については、同条第３項第３号に掲げる額は、１人につき６，０００円とする。

第２条　八王子市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>
（期末手当）
第１７条　（略）
２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料、扶養手当及び地域手当の月額の合計額に、**１００分の１３０**を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。
<table>
<tr><th>在職期間</th><th>割合</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「給料、扶養手当及び地域手当」とあるのは「給料及び地域手当」と、**「１００分の１３０」とあるのは「１００分の７２．５」**とする。
４　次に掲げる職員に支給する期末手当に対する第２項の規定の適用については、同項中「合計額」とあるのは、「合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務段階等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて１００分の２０を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額（給料表⑶の適用を受ける職員のうち、その属する職務の級が２級及び３級の職員にあつては、その額に給料月額に１００分の２０を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額」とする。
⑴　（略）
⑵　給料表⑵の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が２級**及び３級**の職員
⑶　（略）
５　（略）
</td><td>
（期末手当）
第１７条　（略）
２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料、扶養手当及び地域手当の月額の合計額に、**６月に支給する場合においては１００分の１２２．５、１２月に支給する場合においては１００分の１３７．５**を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。
<table>
<tr><th>在職期間</th><th>割合</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「給料、扶養手当及び地域手当」とあるのは「給料及び地域手当」と、**「１００分の１２２．５」とあるのは「１００分の６５」と、「１００分の１３７．５」とあるのは「１００分の８０」**とする。
４　次に掲げる職員に支給する期末手当に対する第２項の規定の適用については、同項中「合計額」とあるのは、「合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務段階等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて１００分の２０を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額（給料表⑶の適用を受ける職員のうち、その属する職務の級が２級及び３級の職員にあつては、その額に給料月額に１００分の２０を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額」とする。
⑴　（略）
⑵　給料表⑵の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が２級の職員
⑶　（略）
５　（略）
</td></tr>
</table>

（勤勉手当）

第１８条　（略）

２　勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき給料及び地域手当の月額の合計額に、任命権者が別に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる職員について、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

⑴　前項の職員のうち再任用職員以外の職員　基準日現在において受けるべき給料、扶養手当及び地域手当の月額の合計額に**１００分の１００**を乗じて得た額の総額

⑵　前項の職員のうち再任用職員　基準日現在において受けるべき給料及び地域手当の月額の合計額に**１００分の４７．５**を乗じて得た額の総額

３・４　（略）

別表第１（第３条関係）

給料表⑴

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職		円	円	円	円	円
	1	141,300	199,100	（略）	（略）	（略）
	2	142,300	200,900	（略）	（略）	（略）
	3	143,400	202,700	（略）	（略）	
	4	144,500	204,600	（略）	（略）	
	5	145,600	206,400	（略）	（略）	
	6	146,700	208,200	（略）	（略）	

（勤勉手当）

第１８条　（略）

２　勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき給料及び地域手当の月額の合計額に、任命権者が別に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる職員について、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

⑴　前項の職員のうち再任用職員以外の職員　基準日現在において受けるべき給料、扶養手当及び地域手当の月額の合計額に**１００分の１０５**を乗じて得た額の総額

⑵　前項の職員のうち再任用職員　基準日現在において受けるべき給料及び地域手当の月額の合計額に**１００分の５０**を乗じて得た額の総額

３・４　（略）

別表第１（第３条関係）

給料表⑴

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職		円	円	円	円	円
	1	140,300	198,500	（略）	（略）	（略）
	2	141,300	200,400	（略）	（略）	（略）
	3	142,400	202,300	（略）	（略）	
	4	143,500	204,200	（略）	（略）	
	5	144,600	206,100	（略）	（略）	
	6	145,700	208,000	（略）	（略）	

員	7	147,800	210,000	(略)	(略)	
	8	148,900	211,900	(略)	(略)	
	9	149,900	213,800	(略)	(略)	
	10	150,900	(略)	(略)	(略)	
	11	152,000	(略)	(略)	(略)	
	12	153,100	(略)	(略)	(略)	
	13	154,200	(略)	(略)	(略)	
	14	155,500	(略)	(略)	(略)	
	15	156,800	(略)	(略)	(略)	
	16	158,100	(略)	(略)	(略)	
	17	159,500	(略)	(略)	(略)	
	18	161,700	(略)	(略)	(略)	
	19	163,900	(略)	(略)	(略)	
	20	166,200	(略)	(略)	(略)	
	21	168,500	(略)	(略)	(略)	
	22	170,400	(略)	(略)	(略)	
	23	172,300	(略)	(略)	(略)	
	24	174,200	(略)	(略)	(略)	
	25	176,100	(略)	(略)	(略)	
	26	178,100	(略)	(略)	(略)	
	27	180,100	(略)	(略)	(略)	
	28	182,100	(略)	(略)	(略)	
	29	184,100	(略)	(略)	(略)	
	30	186,100	(略)	(略)	(略)	
	31	188,200	(略)	(略)	(略)	
	32	190,300	(略)	(略)	(略)	
	33	192,500	(略)	(略)	(略)	
	34	194,500	(略)	(略)	(略)	
	35	196,400	(略)	(略)	(略)	

員	7	146,800	209,800	(略)	(略)	
	8	147,900	211,700	(略)	(略)	
	9	148,900	213,700	(略)	(略)	
	10	149,900	(略)	(略)	(略)	
	11	151,000	(略)	(略)	(略)	
	12	152,100	(略)	(略)	(略)	
	13	153,200	(略)	(略)	(略)	
	14	154,500	(略)	(略)	(略)	
	15	155,800	(略)	(略)	(略)	
	16	157,100	(略)	(略)	(略)	
	17	158,500	(略)	(略)	(略)	
	18	160,700	(略)	(略)	(略)	
	19	162,900	(略)	(略)	(略)	
	20	165,200	(略)	(略)	(略)	
	21	167,500	(略)	(略)	(略)	
	22	169,400	(略)	(略)	(略)	
	23	171,300	(略)	(略)	(略)	
	24	173,200	(略)	(略)	(略)	
	25	175,100	(略)	(略)	(略)	
	26	177,100	(略)	(略)	(略)	
	27	179,100	(略)	(略)	(略)	
	28	181,100	(略)	(略)	(略)	
	29	183,100	(略)	(略)	(略)	
	30	185,100	(略)	(略)	(略)	
	31	187,200	(略)	(略)	(略)	
	32	189,300	(略)	(略)	(略)	
	33	191,500	(略)	(略)	(略)	
	34	193,600	(略)	(略)	(略)	
	35	195,600	(略)	(略)	(略)	

	36	198,300	（略）	（略）	（略）	
	37	200,200	（略）	（略）	（略）	
	38	202,000	（略）	（略）	（略）	
	39	203,700	（略）	（略）	（略）	
	40	205,400	（略）	（略）	（略）	
	41	207,100	（略）	（略）	（略）	
	42	208,800	（略）	（略）	（略）	
	43	210,500	（略）	（略）	（略）	
	44	212,200	（略）	（略）	（略）	
	45	213,900	（略）	（略）	（略）	
	46～149	（略）	（略）	（略）	（略）	
再任用職員		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

備考　１　（略）

２　１級の１７号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で市規則で定めるものの給料月額は、この表にかかわらず、１５７，１００円とする。

３　１級の２９号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で市規則で定めるものの給料月額は、この表にかかわらず、１８３，７００円とする。

別表第２（第３条関係）

給料表(2)

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任	1	円 132,900	円 （略）	円 265,800

	36	197,600	（略）	（略）	（略）	
	37	199,600	（略）	（略）	（略）	
	38	201,500	（略）	（略）	（略）	
	39	203,300	（略）	（略）	（略）	
	40	205,000	（略）	（略）	（略）	
	41	206,800	（略）	（略）	（略）	
	42	208,600	（略）	（略）	（略）	
	43	210,400	（略）	（略）	（略）	
	44	212,100	（略）	（略）	（略）	
	45	213,800	（略）	（略）	（略）	
	46～149	（略）	（略）	（略）	（略）	
再任用職員		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

備考　１　（略）

２　１級の１７号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で市規則で定めるものの給料月額は、この表にかかわらず、１５６，１００円とする。

３　１級の２９号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で市規則で定めるものの給料月額は、この表にかかわらず、１８２，７００円とする。

別表第２（第３条関係）

給料表(2)

職員の区分	職務の級	１級	２級
	号給	給料月額	給料月額
再任	1	円 131,900	円 （略）

用職員以外の職員	2	133,400	（略）	267,600
	3	133,900	（略）	269,400
	4	134,400	（略）	271,200
	5	134,900	（略）	273,000
	6	135,400	（略）	274,900
	7	135,900	（略）	276,700
	8	136,500	（略）	278,500
	9	137,100	（略）	280,400
	10	137,600	（略）	282,300
	11	138,300	（略）	284,100
	12	138,900	（略）	285,900
	13	139,500	（略）	287,700
	14	140,300	（略）	289,400
	15	141,200	（略）	291,100
	16	142,100	（略）	292,800
	17	143,000	（略）	294,500
	18	144,100	（略）	296,300
	19	145,300	（略）	297,900
	20	146,500	（略）	299,600
	21	147,700	（略）	301,300
	22	148,900	（略）	302,900
	23	150,100	（略）	304,500
	24	151,300	（略）	306,100
	25	152,500	（略）	307,700
	26	153,900	（略）	309,200
	27	155,400	（略）	310,700
	28	156,900	（略）	312,100
	29	158,400	（略）	313,500
	30	160,000	（略）	315,000
	31	161,600	（略）	316,400
	32	163,200	（略）	317,800
	33	164,900	（略）	319,200

用職員以外の職員	2	132,400	（略）
	3	132,900	（略）
	4	133,400	（略）
	5	133,900	（略）
	6	134,400	（略）
	7	134,900	（略）
	8	135,500	（略）
	9	136,100	（略）
	10	136,600	（略）
	11	137,300	（略）
	12	137,900	（略）
	13	138,500	（略）
	14	139,300	（略）
	15	140,200	（略）
	16	141,100	（略）
	17	142,000	（略）
	18	143,100	（略）
	19	144,300	（略）
	20	145,500	（略）
	21	146,700	（略）
	22	147,900	（略）
	23	149,100	（略）
	24	150,300	（略）
	25	151,500	（略）
	26	152,900	（略）
	27	154,400	（略）
	28	155,900	（略）
	29	157,400	（略）
	30	159,000	（略）
	31	160,600	（略）
	32	162,200	（略）
	33	163,900	（略）

34	166,500	(略)	320,600
35	168,200	(略)	322,000
36	169,900	(略)	323,300
37	171,600	(略)	324,600
38	173,200	(略)	325,800
39	174,900	(略)	327,000
40	176,600	(略)	328,100
41	178,300	(略)	329,300
42	179,800	(略)	330,300
43	181,200	(略)	331,200
44	182,600	(略)	332,100
45	184,000	(略)	333,000
46	185,300	(略)	333,900
47	186,600	(略)	334,700
48	187,900	(略)	335,500
49	189,100	(略)	336,300
50	190,300	(略)	337,100
51	191,400	(略)	337,800
52	192,600	(略)	338,500
53	193,600	(略)	339,200
54	195,000	(略)	339,900
55	196,400	(略)	340,500
56	197,900	(略)	341,100
57	199,400	(略)	341,700
58	(略)	(略)	342,200
59	(略)	(略)	342,700
60	(略)	(略)	343,200
61	(略)	(略)	343,600
62	(略)	(略)	344,000
63	(略)	(略)	344,400
64	(略)	(略)	344,800
65	(略)	(略)	345,200

34	165,500	(略)
35	167,200	(略)
36	168,900	(略)
37	170,600	(略)
38	172,200	(略)
39	173,900	(略)
40	175,600	(略)
41	177,300	(略)
42	178,800	(略)
43	180,200	(略)
44	181,600	(略)
45	183,000	(略)
46	184,400	(略)
47	185,800	(略)
48	187,200	(略)
49	188,500	(略)
50	189,800	(略)
51	191,000	(略)
52	192,200	(略)
53	193,300	(略)
54	194,800	(略)
55	196,300	(略)
56	197,800	(略)
57	199,300	(略)
58	(略)	(略)
59	(略)	(略)
60	(略)	(略)
61	(略)	(略)
62	(略)	(略)
63	(略)	(略)
64	(略)	(略)
65	(略)	(略)

66	(略)	(略)	345,600	66	(略)	(略)
67	(略)	(略)	346,000	67	(略)	(略)
68	(略)	(略)	346,400	68	(略)	(略)
69	(略)	(略)	346,700	69	(略)	(略)
70	(略)	(略)	347,100	70	(略)	(略)
71	(略)	(略)	347,500	71	(略)	(略)
72	(略)	(略)	347,800	72	(略)	(略)
73	(略)	(略)	348,100	73	(略)	(略)
74	(略)	(略)	348,500	74	(略)	(略)
75	(略)	(略)	348,800	75	(略)	(略)
76	(略)	(略)	349,100	76	(略)	(略)
77	(略)	(略)	349,400	77	(略)	(略)
78	(略)	(略)	349,800	78	(略)	(略)
79	(略)	(略)	350,100	79	(略)	(略)
80	(略)	(略)	350,400	80	(略)	(略)
81	(略)	(略)	350,700	81	(略)	(略)
82	(略)	(略)	351,000	82	(略)	(略)
83	(略)	(略)	351,300	83	(略)	(略)
84	(略)	(略)	351,600	84	(略)	(略)
85	(略)	(略)	351,900	85	(略)	(略)
86	(略)	(略)	352,200	86	(略)	(略)
87	(略)	(略)	352,500	87	(略)	(略)
88	(略)	(略)	352,800	88	(略)	(略)
89	(略)	(略)	353,100	89	(略)	(略)
90	(略)	(略)	353,400	90	(略)	(略)
91	(略)	(略)	353,700	91	(略)	(略)
92	(略)	(略)	354,000	92	(略)	(略)
93	(略)	(略)	354,300	93	(略)	(略)
94	(略)	(略)	354,600	94	(略)	(略)
95	(略)	(略)	354,900	95	(略)	(略)
96	(略)	(略)	355,200	96	(略)	(略)
97	(略)	(略)	355,500	97	(略)	(略)

98	(略)	(略)	355,800
99	(略)	(略)	356,100
100	(略)	(略)	356,400
101	(略)	(略)	356,700
102	(略)	(略)	357,000
103	(略)	(略)	357,300
104	(略)	(略)	357,600
105	(略)	(略)	357,900
106	(略)	(略)	358,200
107	(略)	(略)	358,500
108	(略)	(略)	358,800
109	(略)	(略)	359,100
110	(略)	(略)	359,400
111	(略)	(略)	359,700
112	(略)	(略)	360,000
113	(略)	(略)	360,300
114	(略)	(略)	360,600
115	(略)	(略)	360,900
116	(略)	(略)	361,200
117	(略)	(略)	361,500
118	(略)	(略)	361,800
119	(略)	(略)	362,100
120	(略)	(略)	362,400
121	(略)	(略)	362,700
122	(略)	(略)	363,000
123	(略)	(略)	363,300
124	(略)	(略)	363,600
125	(略)	(略)	363,900
126	(略)	(略)	364,200
127	(略)	(略)	364,500
128	(略)	(略)	364,800
129	(略)	(略)	365,100

98	(略)	(略)
99	(略)	(略)
100	(略)	(略)
101	(略)	(略)
102	(略)	(略)
103	(略)	(略)
104	(略)	(略)
105	(略)	(略)
106	(略)	(略)
107	(略)	(略)
108	(略)	(略)
109	(略)	(略)
110	(略)	(略)
111	(略)	(略)
112	(略)	(略)
113	(略)	(略)
114	(略)	(略)
115	(略)	(略)
116	(略)	(略)
117	(略)	(略)
118	(略)	(略)
119	(略)	(略)
120	(略)	(略)
121	(略)	(略)
122	(略)	(略)
123	(略)	(略)
124	(略)	(略)
125	(略)	(略)
126	(略)	(略)
127	(略)	(略)
128	(略)	(略)
129	(略)	(略)

130	(略)	(略)	365,400
131	(略)	(略)	365,700
132	(略)	(略)	366,000
133	(略)	(略)	366,300
134	(略)	(略)	366,600
135	(略)	(略)	366,900
136	(略)	(略)	367,200
137	(略)	(略)	367,500
138	(略)	(略)	367,800
139	(略)	(略)	368,100
140	(略)	(略)	368,400
141	(略)	(略)	368,700
142	(略)	(略)	369,000
143	(略)	(略)	369,300
144	(略)	(略)	369,600
145	(略)	(略)	369,900
146	(略)	(略)	370,200
147	(略)	(略)	370,500
148	(略)	(略)	370,800
149	(略)	(略)	371,100
150	(略)	(略)	371,400
151	(略)	(略)	371,700
152	(略)	(略)	372,000
153	(略)	(略)	372,300
154	(略)	(略)	372,600
155	(略)	(略)	372,900
156	(略)	(略)	373,200
157	(略)	(略)	373,500
158	(略)	(略)	373,800
159	(略)	(略)	374,100
160	(略)	(略)	374,400
161	(略)	(略)	374,700

130	(略)	(略)
131	(略)	(略)
132	(略)	(略)
133	(略)	(略)
134	(略)	(略)
135	(略)	(略)
136	(略)	(略)
137	(略)	(略)
138	(略)	(略)
139	(略)	(略)
140	(略)	(略)
141	(略)	(略)
142	(略)	(略)
143	(略)	(略)
144	(略)	(略)
145	(略)	(略)
146	(略)	(略)
147	(略)	(略)
148	(略)	(略)
149	(略)	(略)
150	(略)	(略)
151	(略)	(略)
152	(略)	(略)
153	(略)	(略)
154	(略)	(略)
155	(略)	(略)
156	(略)	(略)
157	(略)	(略)
158	(略)	(略)
159	(略)	(略)
160	(略)	(略)
161	(略)	(略)

162	(略)	(略)
163	(略)	(略)
164	(略)	(略)
165	(略)	(略)
166	(略)	(略)
167	(略)	(略)
168	(略)	(略)
169	(略)	(略)
170	(略)	(略)
171	(略)	(略)
172	(略)	(略)
173	(略)	(略)
174	(略)	(略)
175	(略)	(略)
176	(略)	(略)
177	(略)	(略)
178	(略)	(略)
179	(略)	(略)
180	(略)	(略)
181	(略)	(略)
182	(略)	(略)
183	(略)	(略)
184	(略)	(略)
185	(略)	(略)
186	(略)	(略)
187	(略)	(略)
188	(略)	(略)
189	(略)	(略)
190	(略)	(略)
191	(略)	(略)
192	(略)	(略)
193	(略)	(略)

162	(略)	(略)
163	(略)	(略)
164	(略)	(略)
165	(略)	(略)
166	(略)	(略)
167	(略)	(略)
168	(略)	(略)
169	(略)	(略)
170	(略)	(略)
171	(略)	(略)
172	(略)	(略)
173	(略)	(略)
174	(略)	(略)
175	(略)	(略)
176	(略)	(略)
177	(略)	(略)
178	(略)	(略)
179	(略)	(略)
180	(略)	(略)
181	(略)	(略)
182	(略)	(略)
183	(略)	(略)
184	(略)	(略)
185	(略)	(略)
186	(略)	(略)
187	(略)	(略)
188	(略)	(略)
189	(略)	(略)
190	(略)	(略)
191	(略)	(略)
192	(略)	(略)
193	(略)	(略)

	194～261	（略）	（略）	
再任用職員		（略）	（略）	242,600

備考　この表は、技能労務職及び生活環境職の職員で市規則で定めるものに適用する。

別表第３（第３条関係）

給料表(3)

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円
	1	215,400	（略）	（略）
	2	217,800	（略）	（略）
	3	220,200	（略）	（略）
	4	222,700	（略）	（略）
	5	225,200	（略）	（略）
	6	227,700	（略）	（略）
	7	230,200	（略）	（略）
	8	232,700	（略）	（略）
	9	235,300	（略）	（略）
	10	237,800	（略）	（略）
	11	240,300	（略）	（略）
	12	242,800	（略）	（略）
	13	245,400	（略）	（略）
	14	249,100	（略）	（略）
	15	252,800	（略）	（略）
	16	256,600	（略）	（略）
	17	260,400	（略）	（略）
	18	264,300	（略）	（略）
	19	268,200	（略）	（略）

	194～261	（略）	（略）
再任用職員		（略）	（略）

備考　この表は、技能労務職の職員で市規則で定めるものに適用する。

別表第３（第３条関係）

給料表(3)

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円
	1	214,200	（略）	（略）
	2	216,600	（略）	（略）
	3	219,000	（略）	（略）
	4	221,500	（略）	（略）
	5	224,000	（略）	（略）
	6	226,500	（略）	（略）
	7	229,000	（略）	（略）
	8	231,500	（略）	（略）
	9	234,100	（略）	（略）
	10	236,600	（略）	（略）
	11	239,200	（略）	（略）
	12	241,800	（略）	（略）
	13	244,400	（略）	（略）
	14	248,200	（略）	（略）
	15	252,000	（略）	（略）
	16	255,900	（略）	（略）
	17	259,800	（略）	（略）
	18	263,700	（略）	（略）
	19	267,600	（略）	（略）

	20	272,300	（略）	（略）
	21	276,300	（略）	（略）
	22	280,100	（略）	（略）
	23	283,800	（略）	（略）
	24	287,400	（略）	（略）
	25	291,000	（略）	（略）
	26	294,500	（略）	（略）
	27	298,000	（略）	（略）
	28	301,500	（略）	（略）
	29	304,900	（略）	（略）
	30～109	（略）	（略）	（略）

備考　（略）

別表第４　等級別基準職務表（第３条関係）

ア　給料表⑴等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
（略）	（略）
２級	１　（略）
	２　（略）
	３　生活環境主任の職務
（略）	（略）
４級	課長、担当課長又は主幹の職務
（略）	（略）

イ　給料表⑵等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
（略）	（略）
２級	１　（略）
	２　（略）
	３　生活環境主任の職務
３級	生活環境主査の職務

ウ　給料表⑶等級別基準職務表

	20	271,700	（略）	（略）
	21	275,700	（略）	（略）
	22	279,600	（略）	（略）
	23	283,400	（略）	（略）
	24	287,100	（略）	（略）
	25	290,800	（略）	（略）
	26	294,400	（略）	（略）
	27	297,900	（略）	（略）
	28	301,400	（略）	（略）
	29	304,800	（略）	（略）
	30～109	（略）	（略）	（略）

備考　（略）

別表第４　等級別基準職務表（第３条関係）

ア　給料表⑴等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
（略）	（略）
２級	１　（略）
	２　（略）
（略）	（略）
４級	課長又は主幹の職務
（略）	（略）

イ　給料表⑵等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
（略）	（略）
２級	１　（略）
	２　（略）

ウ　給料表⑶等級別基準職務表

（略）	（略）

附　則

（施行期日等）

１　この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は平成３１年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の八王子市職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）第１８条の規定は、平成３０年１２月１日から適用する。

（勤勉手当の内払）

３　この条例による改正前の八王子市職員の給与に関する条例の規定に基づいて職員に支払われた平成３０年１２月期の勤勉手当は、新条例の規定による平成３０年１２月期の勤勉手当の内払とみなす。